

品川区内共通商品券流通促進事業助成金交付要綱

制定 平成 15 年 10 月 16 日区長決定 要綱第 89 号
改正 平成 21 年 1 月 16 日区長決定 要綱第 4 号
改正 平成 21 年 9 月 15 日区長決定 要綱第 407 号
改正 平成 27 年 3 月 16 日部長決定 要綱第 258 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区商店街振興組合連合会が行う品川区内共通商品券の流通促進に関する事業を助成することにより、区民の個人消費の喚起および区内商店街における購買を促進し、もって区内商業の振興に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 この要綱に基づく品川区内共通商品券流通促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請できる者は、品川区商店街振興組合連合会とする。

(助成金の対象経費)

第 3 条 助成金の対象経費は、次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) プレミアム付商品券の発行
- (2) 区内共通商品券の流通促進

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、予算の範囲内で別に区長が定める金額とする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第 1 号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

第 7 条 助成事業者は、助成事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第 3 号様式）により

区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときまたは助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の概算払い）

第11条 助成事業者は、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第8号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、第9条の規定する助成金が確定したときは、速やかに助成金精算書（第9号様式）により精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）助成金を他の用途に使用したとき。
- （3）助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第13条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（違約加算金および延滞金）

第14条 区長は、第12条の規定により、この助成金の交付決定の全部または

一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 助成金の返還を命じた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第15条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第16条 第14条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（助成金の経理等）

第17条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（検査）

第18条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況についての検査または助成事業についての報告を求めたときは、これに応じなければならない。

（適用）

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区

補助金等交付規則（昭和 39 年品川区規則第 4 号）の規定を適用する。

（委任）

第 20 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 _____

代表者 _____

役職名・氏名 _____

住 所 _____

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成金の種別 品川区内商品券流通促進事業

2 事業名 _____

3 事業内容 (1) 計画書 別紙1
(2) 予算書 別紙2

4 担当者 (1) 氏名
(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

別紙1（第5条関係）

計 画 書

1 事業名
2 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
3 実施場所
4 事業の具体的な内容
5 期待される効果

第2号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

団体名

代表者

役職名・氏名

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金の種別 品川区内商品券流通促進事業

2 事業名 _____

3 交付決定額 _____ 円

年 月 日

品川区長 へ

団体名 _____

代表者

役職名・氏名 _____

住 所 _____

変更等承認申請書

年 月 日付文書番号で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容を変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種別 品川区内商品券流通促進事業

2 事業名 _____

3 変更（*中止）の内容

4 変更（*中止）の理由

文 書 番 号
年 月 日

団体名

代表者

役職名・氏名

様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（*中止）について、
下記のとおり承認します。

記

1 助成金の種別 品川区内商品券流通促進事業

2 事業名 _____

3 承認内容

4 付帯条件

年 月 日

品川区長 へ

団体名 _____

代表者

役職名・氏名 _____

住 所 _____

実績報告書

年 月 日付文書番号で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 助成金の種別 品川区内商品券流通促進事業

2 事業名 _____

3 事業内容 (1) 実施報告書 別紙1
(2) 決算書 別紙2

4 担当者 (1) 氏名
(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

実施報告書

1 事業名
2 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
3 実施した事業の具体的な内容
4 事業実施後の効果

文 書 番 号
年 月 日

団体名
代表者
役職名・氏名 様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付文書番号で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

- 1 助成金の種別 品川区内商品券流通促進事業
- 2 事業名 _____
- 3 助成金確定額
- (1) 交付決定額 _____ 円
- (2) 確定額 _____ 円

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 へ

団体名 _____
代表者 _____
役職名・氏名 _____ 印

住 所 _____

請 求 書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 助成金の種別 品川区内商品券流通促進事業
- 2 事業名 _____
- 3 請求額 _____ 円

年 月 日

品川区長 あて

団体名 _____
代表者 _____
役職名・氏名 _____ 印
住 所 _____

概算払請求書

年 月 日付文書番号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり請求します。

記

1 助成事業の種別 品川区内商品券流通促進事業

2 事業名

3 概算払請求理由

4 請求額 円

(内訳)

交付決定額 円

概算払受領済額 円

今回請求額 円

残 額 円

年 月 日

品 川 区 長 あて

団体名 _____
代表者 _____
役職名・氏名 _____ 印

住 所 _____

助成金精算書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった事業が完了したので、下記のとおり精算 します。

記

- | | | |
|-----------|---------------|---|
| 1 助成事業の種別 | 品川区内商品券流通促進事業 | |
| 2 精算額等 | (1) 精算額（確定額） | 円 |
| | (2) 交付決定額 | 円 |
| | (3) 概算払受領額 | 円 |
| | (4) 返還予定額 | 円 |
| | (5) 追給予定額 | 円 |